

## 学生の皆さまへ

# ～国民年金保険料学生納付特例制度のご案内～

国民年金は20歳以上であれば加入しなければなりません。学生の方は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

### 対象になる人

学校教育法に規定する大学(大学院)・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校(修業年限1年以上である課程)に在学する学生などで、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下の人。

<所得の目安>128万円+(扶養親族等の数×38万円)で計算した額以下

### 申請方法

国民年金保険料学生納付特例申請書に必要事項を記入し、学生証などの学生であることの証明書を添付し提出するだけです。市民保険課国保年金係・年金事務所で随時受け付けています。申出書は各窓口、日本年金機構ホームページにあります。

### 手続きをせずに保険料を未納のままにすると・・・

万が一のことが起こったときに、年金が受け取れなくなります。

年金は、老後に受け取るだけではありません。万が一、病気やけがで障害が残ったときに、学生納付特例制度の手続きを忘れていたなどの事情で国民年金保険料を納めていなかった場合は、障害基礎年金が受け取れない可能性があります。

### 承認後の年金

将来受け取る年金の受給資格期間に算入されます。ただし、老齢基礎年金の年金額には反映されません。

	納付	学生納付特例	未納
年金の受給資格期間に・・・	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に・・・	計算される	計算されない	計算されない
納付可能期間	—	10年以内	2年以内

### 令和6年度に学生納付特例の承認を受けている人へ

3月末にハガキ形式の学生納付特例申請書が日本年金機構から送付されます。

同一の学校に在学中の方は、このハガキに必要事項を記入して返送することで、令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)の申請ができます。

なお、令和7年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付をご希望の場合は、熊本東年金事務所又は市国保年金係までお問い合わせください。

